

新潟県交通安全対策連絡協議会規約

(要 旨)

第1条 県民総ぐるみの交通安全に関する活動を積極的かつ効果的に推進するとともに交通の関係機関
団体相互の緊密な連絡を図るため、新潟県交通安全対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を組織
する。

(組 織)

第2条 連絡協議会は会員をもって組織する。

2 会員は次の2種とする。

(1) 正会員 交通に関係のある機関、団体等でこの連絡協議会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 この連絡協議会の目的に賛同する機関、団体等で入会した者

(事務所)

第3条 連絡協議会の事務所を新潟県県民生活・環境部県民生活課に置く。

(実施事項)

第4条 連絡協議会は第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

(1) 交通安全思想の普及に関すること。

(2) 交通環境の整備改善の推進に関すること。

(3) 車両等の適正管理の推進に関すること。

(4) 交通安全関係機関、団体相互の連絡協調に関すること。

(5) その他交通安全活動に関すること。

(役 員)

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 人

(2) 副会長 2 人

(3) 委 員 若干人

(4) 監 事 2 人

2 会長は新潟県知事をもって充てる。

3 副会長、委員及び監事は総会において選任する。

4 会長、副会長、委員及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 会長は連絡協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた
順序により会長の職務を代行する。

3 委員は委員会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は協議会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第8条 連絡協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会務について会長の諮問に応ずる。

(会 議)

第9条 連絡協議会は総会及び委員会の2種とする。

(総 会)

第10条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は会長が招集し、年1回開催する。ただし、会長が必要があると認めるときは臨時に開催することができる。
- 3 総会においては会長が議長となる。
- 4 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の権能)

第11条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 予算及び事業計画の決定に関すること。
- (3) 決算及び事業報告の承認に関すること。
- (4) その他連絡協議会の運営に関する重要な事項。

(委員会)

第12条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 委員会は会長が招集する。
- 3 第10条第3項及び第4項の規定は委員会について準用する。

(委員会の権能)

第13条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 事業計画の軽微な変更及び収支予算の補正に関すること。
 - (4) その他連絡協議会の運営上、会長が必要と認める事項。
- 2 会長は、前項第3号の規定により決定した事項を次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(幹 事)

第14条 連絡協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、会員である関係機関・団体等の職員のうちから会長が委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、連絡協議会の業務に従事する。
- 4 幹事は、幹事会を構成する。
- 5 幹事会に幹事の互選により幹事長を置き、会議を主宰する。

(事務局)

第15条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(経 費)

第16条 連絡協議会の経費は、正会員の会費及び賛助会員の賛助金並びに寄付金等をもって充てる。

(会 費)

第17条 正会員（行政機関である正会員を除く）は、毎年度1口以上の会費を納入しなければならない。

- 2 行政機関である正会員は、毎年度予算の範囲内で会費を納入するものとする。
- 3 第1項の1口の額については、総会の承認を得て会長が定める。

(賛助金)

第18条 賛助会員は、応分の賛助金を納入するものとする。

(会計年度)

第19条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(雑 則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和50年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この規約は昭和60年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は平成8年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は平成14年4月1日から適用する。